ごみ・生活環境

ごみの分別などが変わる令和9年4月からは、新しいごみ分別ガイドブックをご確認ください。

ごみの収集

名 市民部廃棄物対策担当 内線3123~3126

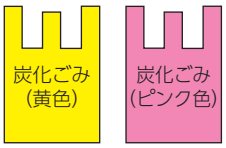
市指定のごみ袋等により、ごみの収集を行っています。
各種指定袋やごみ処理券は、コンビニ・スーパー・商店などでお求めください。
地区ごとの収集日は別冊にて発行しています「ごみ分別ガイドブック」をご覧ください。
ごみはごみステーションに入れるなど、猫やカラスに破損されないように工夫し、収集日当日の朝8時30分までに出してください。
※ごみ分別ガイドブックは令和元年10月に全戸配布し、その後の転入者には転入手続き関係の際にお渡ししています。お手元に見当たらない場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。



ごみの分別とごみ袋

名寄市の分別の種類は次のとおりです。分別の詳細やごみ出しのルール、注意事項など詳しい内容はごみ分別ガイドブックをご覧ください。

炭化ごみ
生ごみ類、紙くず、おむつ、衛生ごみなど
※生ごみ類と廃食用油は黄色の指定袋にのみ入れることができます。



埋立ごみ
乾電池、木くず類、プラスチック製品、ガラス・陶磁器類など



有害ごみ　蛍光管や体温計などの水銀使用製品類

スプレー缶類
スプレー缶、カセットボンベ、ライター

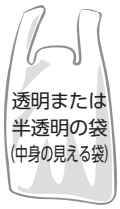
プラスチック容器包装類
トレイやポリ袋・ラップなど商品を包装しているプラスチック製の容器や包装類

資源ごみ　缶、びん、ペットボトル

古紙類
新聞類、雑誌類、段ボール、紙パック、紙製容器包装類

粗大ごみ
埋立ごみ用指定ごみ袋(青色)の40リットルサイズに入りきらない大きさのごみ。

炭化ごみと埋立ごみ以外の種類のごみは、透明または半透明の袋を使用してください。
※古紙類(紙製容器包装類を除く)は、ひもで十字にしばって出すこともできます。



名寄市公式LINE「ごみ分別ガイド」

いつでも、ごみに関する質問や分別方法などを確認できます。
ぜひ、友だちに登録してください。

〈広告〉



処理施設

名寄市のごみ処理は次の施設で行っています。また、ごみを直接搬入することもできますので、受入時間などの詳しい内容はごみ分別ガイドブックをご覧ください。

令和9年3月31日で直接搬入終了

▶ 名寄地区広域最終処分場

住所：名寄市字内淵311番地8
管理者：名寄地区衛生施設事務組合



▶ 炭化センター

住所：名寄市字大橋140番地1
管理者：名寄地区衛生施設事務組合



▶ 風連一般廃棄物最終処分場

住所：名寄市風連町字中央768番地1



▶ エコスピカ

住所：名寄市字大橋140番地1
管理者：名寄地区衛生施設事務組合



令和9年4月から受入開始予定

▶ 名寄市リサイクルセンター

住所：名寄市字大橋140番地1



▶ リサイクルプラザ

住所：名寄市風連町字中央768番地1
（風連一般廃棄物最終処分場内）



犬の登録と狂犬病予防注射

市民部環境生活課 内線3121・3122・3128

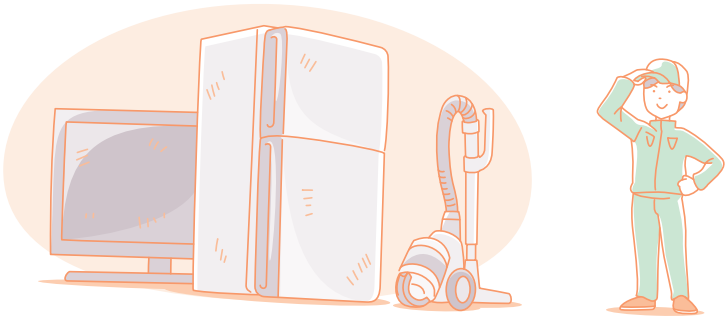
犬の飼い主は狂犬病予防法により、飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。生後91日以上の犬を飼い始めたら、市の窓口で登録の手続きを行ってください。また毎年1回、市で実施する集合注射もしくは市内動物病院で予防注射を接種してください。

【各種料金】
・登録手数料　3,000円
・狂犬病予防注射料　3,240円（注射済票交付手数料550円を含む）

※集合注射会場で接種した場合の料金。動物病院での接種については、金額が変わる場合があります。

〈広告〉





水道・下水道

名 上下水道室業務課業務係 内線3361～3363
風 上下水道室業務課業務係 内線2206～2209
風 工務課上水道係 内線2203・2204
風 工務課下水道係 内線2228・2237

こんな時は必ず手続きしてください

水道（以下、下水道も含む）の使用を開始（再開含む）する、中止（一時中止含む）する、または使用者が変わる場合などは手続きが必要です。

受付時間

・平日（土日祝祭日および年末年始を除く）の8：45～17：30まで。

水道の使用を開始するとき

水道の使用を開始する場合は、使用開始の手続きが必要です。

受付方法

・窓口、郵送、FAX、電話、インターネット（市ホームページ）で手続きできます。

止水栓の開栓作業

・止水栓の開栓（水道の元栓を開けること）時には、原則、立会が必要です。どうしてもできない場合には、建物内の蛇口が全て締まっているかどうか事前に確認願います。蛇口が開いていたり、漏水の可能性がある場合は開栓できません。

※開栓作業は平日（土日祝日および年末年始を除く）の9：30～16：30まで

注意事項

・使用開始当日に手続きされた場合、早急に対応できない場合がありますので、使用開始予定日の3営業日前までに手続きを済ませることをお勧めします。
・手続きせずに水道の使用を開始した場合は、給水停止および過料に処されることもありますので、必ず手続きを行ってください。
・地下水など水道水以外の水を使用する場合も手続きが必要です。

水道の使用を中止するとき

水道の使用を中止する場合は、使用中止の手続きが必要です。

受付方法

・窓口、郵送、FAX、電話、インターネット（市ホームページ）で手続きできます。

注意事項

・水道の使用をやめても、中止の手続きがない場合は、いつまでも基本料金がかかり続けるため、必ず手続きを行うようにしてください。
・使用中止の場合、料金の精算方法（納入通知書での納付、口座振替など）についてお知らせください。

水道の使用者が変わるとき

水道の使用者が変わる場合は、使用者変更の手続きが必要です。また、支払方法や納入通知書などの送付先に変更がある場合についても同様に手続きしてください。

受付方法

・窓口、郵送、FAX、電話で手続きできます。

〈広告〉

名寄市管工事業協同組合
北建工業 株式会社
名寄市西3条北2丁目11番地1
TEL01654-2-3984
株式会社 山崎機工
名寄市風連町南町36
TEL01655-3-2577
株式会社 近藤組 名寄支店
名寄市風連町北栄町139番地
TEL01655-3-2225
第一建設 株式会社
名寄市西7条南6丁目
TEL01654-3-3307
扶桑興業 株式会社
名寄市東3条北4丁目
TEL01654-3-5172
有限会社 笠井工務店
名寄市西3条南1丁目
TEL01654-2-4726
〒096-0030 名寄市大通北2丁目1番地1
TEL01654-2-1140 FAX01654-8-7900

建
特定建設業
名寄市上下水道工事指定店
北建工業株式会社
YAMAMOTO KAZUNORI
代表取締役 山本和則
本 社
名寄市西3条北2丁目11番地1
電話（01654）㈹2-3984番
FAX（01654） 2-4122番

快適な暮らしは、水廻りから
Yamazaki Kiko
株式会社 山崎機工
暖冷房・空調・衛生・
消防設備設計・施工
名寄市風連町南町36番地
TEL 01655-3-2577
工事部 TEL 01655-3-2535

料金の口座振替について

料金の口座振替は、次の方法で手続きできます。

手続き方法

・入居される自宅に投函されている「上下水道使用届（ハガキ）」に必要事項を記入のうえ、切手を貼ってポストへ投函してください。
・口座振替を指定する金融機関または上下水道室（名寄庁舎3階、風連庁舎2階）に通帳と金融機関届出印を持参のうえ、手続きしてください。

口座振替金融機関

・北星信用金庫・北海道銀行・北洋銀行・北見信用金庫・北海道労働金庫・道北なよろ農業協同組合・ゆうちょ銀行の各本店・支店・出張所

※上記の金融機関以外は口座振替できません。

振替日

ゆうちょ銀行：毎月25日
その他金融機関：毎月27日
（振替日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日）

※口座振替をご希望ではない方は、毎月送付される納入通知書で上記金融機関窓口（ゆうちょ銀行は北海道内のみ）、全国のコンビニエンスストア、名寄市役所の窓口でお支払いください。

水道の工事や故障・漏水のときは

給水装置および排水設備の新設・改造・撤去は、必ず指定工事店へ申し込みください。

また、常時、水の流れる「シュー」という音がしているときや、使用水量が通常よりも極端に多いときには漏水している可能性があります。家庭での故障・漏水を発見した場合、漏水を確認したときと修繕工事が完了したときに、上下水道室業務課業務係へご連絡ください。修繕工事が完了した時点で、漏水による異常水量を推計します。事由・箇所・水量などに応じて対象となる案件であれば減免措置をします。

工事の費用は自己負担です。

※指定工事店以外が行った工事は無届け工事となり、給水停止および過料に処されますのでご注意ください。

水道が凍結したとき

冬期間は給水管が凍結し破損することがあります。そのため、長期間、家を空けるときや冷え込みの厳しい夜などは、水抜栓を操作して給水管の中に残っている水を抜いてください。水道管が凍結、破損した場合は、名寄市管工事業協同組合（☎01654②1140）に修理業者の手配をお願いします（各家庭へ引き込まれた給水管の修理代金は自己負担です）。

給水装置・排水設備指定工事店一覧

水道・下水道の工事、修理に関することは、次の指定工事店へお申し込みください。

指定店名	住所	電話	水道	下水道
㈱大野組	西4条南9丁目14番地	01654②3137		○
㈲笠井工務店	西3条南1丁目10-2	01654②4726	○	○
㈱坂下組	西1条南9丁目1番地	01654②3230		○
名寄市管工事業協同組合	大通北2丁目1-1	01654②1140	○	
扶桑興業㈱	東3条北4丁目12番地2	01654③5172	○	○
北建工業㈱	西3条北2丁目11番地	01654②3984	○	○
㈱山本組	字徳田101番地78	01654③3092	○	○
㈱桜井組	西1条南4丁目4-20	01654②5111		○
㈲トライスター	東5条南2丁目63番地32	01654⑨2675	○	○
第一建設㈱	西7条南6丁目6番地1	01654③3307	○	○
中舘建設㈱	風連町大町54番地	01655③2507		○
㈱山崎機工	風連町南町36番地	01655③2535	○	○
㈱近藤組名寄支店	風連町北栄町139番地	01655③2225	○	○

※このほかに、指定工事店は市外にもあります。
※○は対応可

料金体系について

水道料金（1か月につき）　（税込）

用途	メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金または従量料金（1㎥につき）
一般	13mm	5㎥まで	1,210円	297円
	20mm		2,577円（※1）	
	25mm		4,023円（※2）	
	30mm	基本水量なし	7,546円	352円
	40mm		13,409円	

※1　基本料金は6㎥以上から「2,321円」となります。
※2　6㎥までの使用の基本料金は「4,023円」とし、7㎥以上の使用から基本料金は「3,608円」となります。
※一般家庭向け料金の抜粋です。このほかにもメーター口径50mm以上の料金や用途が浴場用、臨時用などがあります。
※料金の合計から1円未満の端数は切り捨てます。

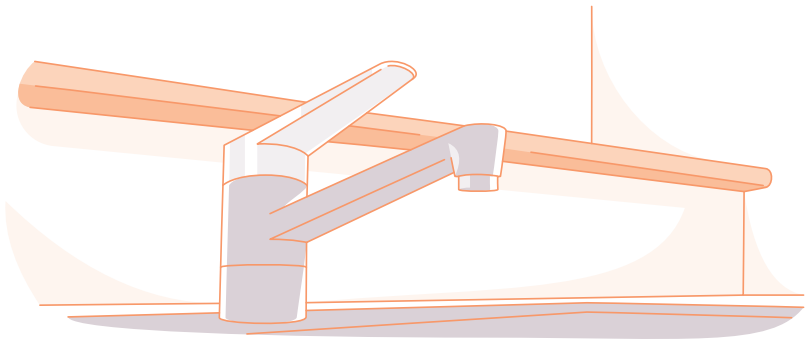
下水道使用料・個別排水使用料（1か月につき）　（税込）

用途	基本水量	基本料金	超過料金または従量料金（1㎥につき）
一般	5㎥まで	723円	210円

※料金の合計から1円未満の端数は切り捨てます。
※地下水など水道水以外の水を使用されている方は認定制となり、次のとおり条件によって水量計算をします。
1人につき2㎥／水洗便所1人につき1㎥／浴槽1つにつき5㎥
※このほかにも浴場用、臨時用などがあります。

水道水以外の水を使用している方へ

地下水を使用している方は、市で定める基準により使用料を算定するため、上下水道室業務課業務係までご連絡ください。また、住居人数や使用施設（台所・トイレ・風呂など）が変更になった場合も忘れずにご連絡ください。



合併浄化槽

▶ 対象区域

公共下水道の計画区域以外の一般住宅を対象に合併処理浄化槽を設置する事業に取り組んでいます。

▶ 設置費用

・分担金：
市が設置した合併処理浄化槽の設置費用の10％（12～30万円程度）を負担していただきます。
・排水設備の工事費：
水洗トイレ、台所、風呂等の家屋から合併処理浄化槽まで、および放流管の排水管工事に要する費用全額個人負担となります。また、水洗トイレ改修費用融資制度を利用することができます。
・使用料：
排水設備工事後、合併処理浄化槽の維持管理を適切に行い汚水をきれいにするための費用の一部を使用料として負担していただきます。
・電気代：
浄化槽には必ずブロワ（送風機）がついていますが、電気代については他の電気料金と一緒に個人で支払っていただきます。

▶ 注意事項

・合併処理浄化槽の設置用地は市に無償で貸していただきます。（土地の使用承諾書提出）
・排水設備工事は、市の指定業者により施工しなければなりません。

道路

風 都市整備課管理係 内線2210・2213・2214

道路の破損を見つけたら

破損箇所とその状況を速やかに連絡してください。
※名寄市公式LINEの「損傷報告」からも報告いただけます。

除雪について

・除雪回数は、原則として1日につき朝1回とします。（除雪出動の基準は、朝までに予想される積雪量が10cm以上の場合です）
・かき分けられて残った道路の雪の処理について、ご協力をお願いします。
・路上駐車は、除雪の障害となりますのでやめましょう。
・玄関先の雪は、道路に出さず各自で処理しましょう。

町内会の加入について

名 名寄市町内会連合会事務局（総合政策部地域課題担当） ☎01654③2111 内線3339

町内会に加入しましょう

町内会は地域に住む皆さんにとって、一番身近な組織です。

▶ 安心して暮らせる地域づくりを支えているのは「町内会」です

名寄市では、71の町内会が暮らしやすい環境づくりのために、公園・道路の草刈りや清掃、防犯灯や街路灯の管理、市などからの広報配布などの情報提供、子どもやお年寄りをはじめとする地域住民の見守りなど、さまざまな活動を行っています。
多くの皆さんが参加することによって豊かな地域づくりが推進されます。

▶ 町内会ではこんな活動をしています

町内会の活動

市などからの情報の回覧
広報の配布や町内会に送られてくる市やその他行政機関からのお知らせ、催しの情報などの回覧・掲示を行っています。

ふれあい活動
地域のお祭りや親睦会、子ども会、敬老会など、住民の皆さんのふれあいの場を作っています。

きれいな環境づくり
地域での清掃活動やごみの減量に向けた取り組みなど、清潔で快適なまちづくりのための活動を行っています。

安全・安心の地域づくり
災害に備えた防災訓練や、犯罪を起こさないための防犯パトロールなど、地域の安全・安心のための活動を行っています。

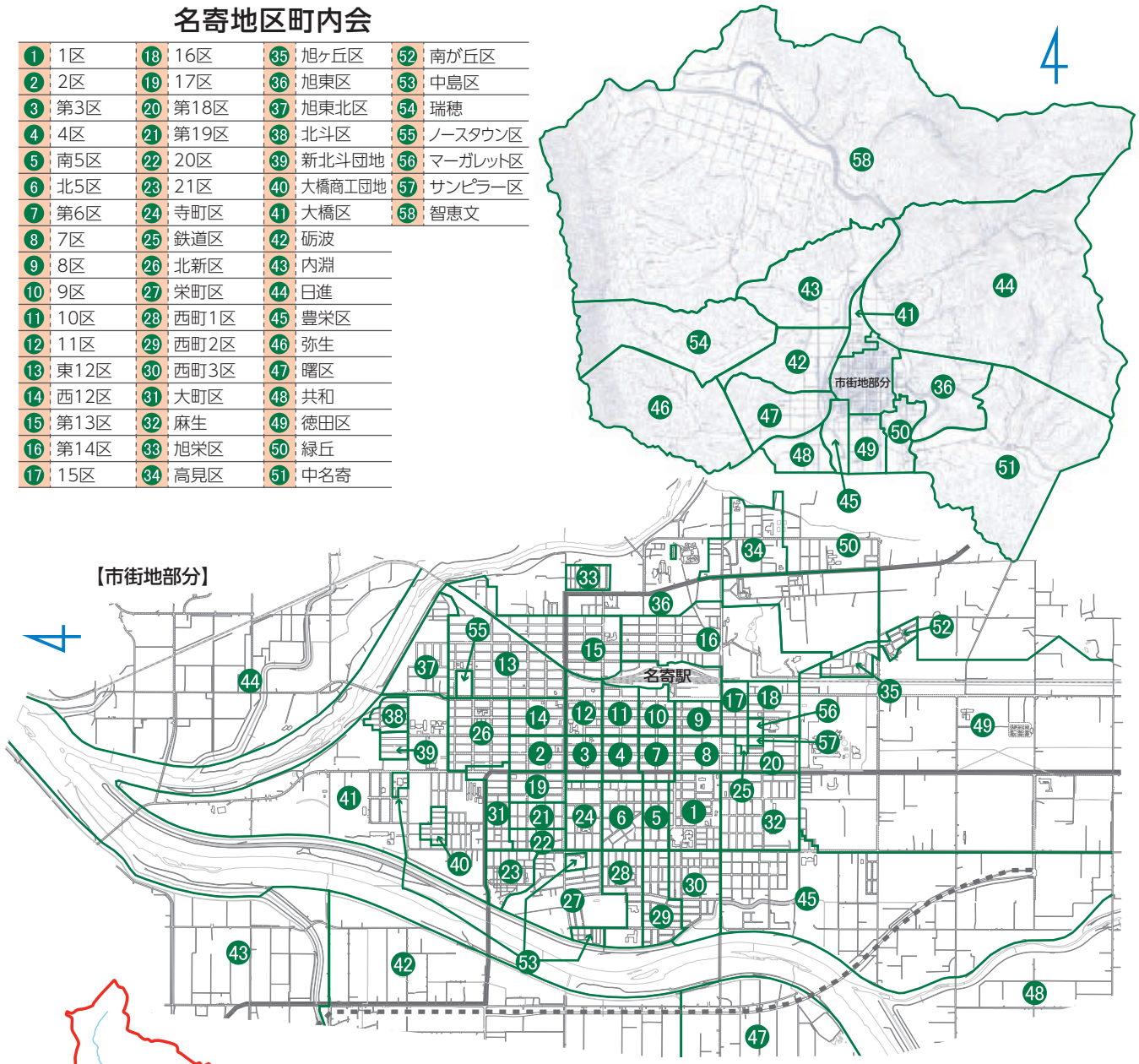
町内会に加入するには

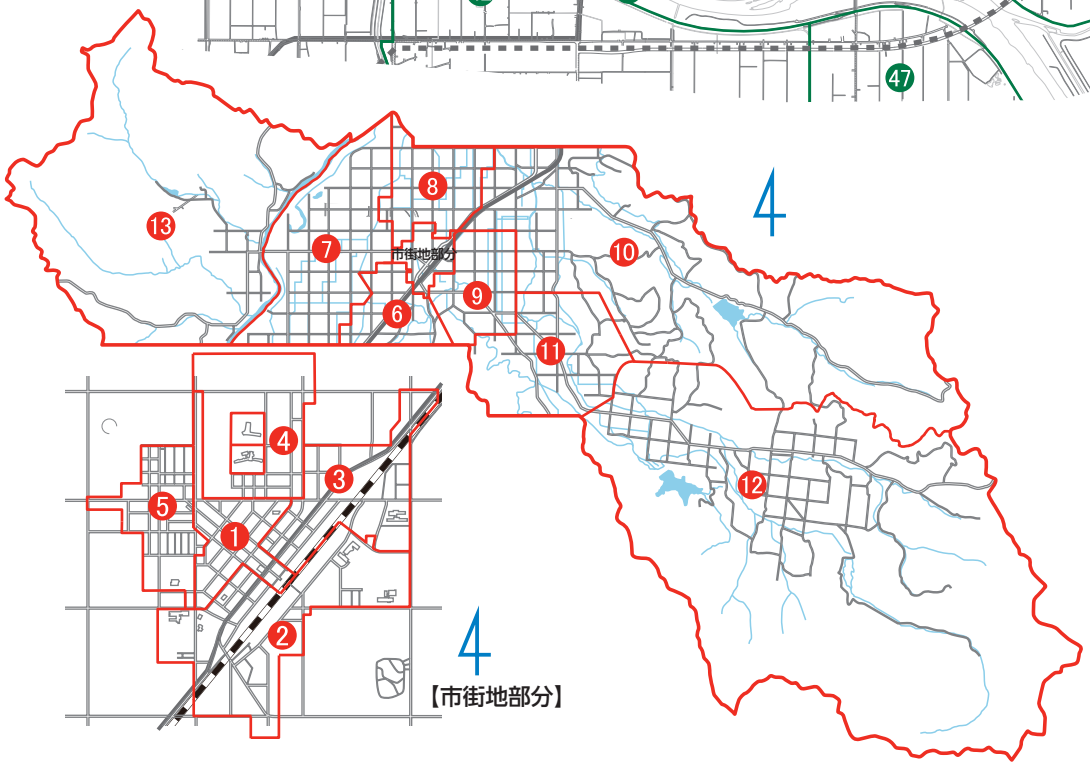
お住まいの地域の町内会長に連絡して加入します。
自分の町内会や町内会長がわからない場合は、名寄市町内会連合会事務局までご連絡ください。
事務局で加入の手続きができます。

町内会エリア

名寄地区町内会

1	1区	18	16区	35	旭ヶ丘区	52	南が丘区
2	2区	19	17区	36	旭東区	53	中島区
3	第3区	20	第18区	37	旭東北区	54	瑞穂
4	4区	21	第19区	38	北斗区	55	ノースタウン区
5	南5区	22	20区	39	新北斗団地	56	マーガレット区
6	北5区	23	21区	40	大橋商工団地	57	サンピラー区
7	第6区	24	寺町区	41	大橋区	58	智恵文
8	7区	25	鉄道区	42	砺波		
9	8区	26	北新区	43	内淵		
10	9区	27	栄町区	44	日進		
11	10区	28	西町1区	45	豊栄区		
12	11区	29	西町2区	46	弥生		
13	東12区	30	西町3区	47	曙区		
14	西12区	31	大町区	48	共和		
15	第13区	32	麻生	49	徳田区		
16	第14区	33	旭栄区	50	緑丘		
17	15区	34	高見区	51	中名寄		





風連地区町内会

1	風連中央区
2	風連南区
3	新大町
4	風連北栄
5	風連西区
6	風連2区
7	下多寄
8	風連豊里
9	風連アカシヤ
10	東風連
11	風連旭
12	風連日進
13	西風連